

旭川市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市宿泊税条例（令和 7 年旭川市条例第 1 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊料金)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号の規則で定めるものは、宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる金額を控除した金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興又は施設（客室及び居室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する金額
- (2) 消費税、地方消費税、入湯税その他の税に相当する金額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認めるものに相当する金額

(特別徴収義務者の指定の通知)

第 3 条 市長は、条例第 8 条第 2 項の規定による指定をしたときは、その旨を宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第 1 号）により当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納入期限の特例の要件等)

第 4 条 条例第 1 2 条第 2 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 申告納入に係る宿泊施設の客室数が 5 0 を超えないこと。

(2) 条例第 12 条第 2 項の規定による承認の申請があった日（以下この項において「申請日」という。）の 1 年前の日の属する月の初日（以下この項において「起算日」という。）までに、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受け、又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の規定による届出を行っていること。

(3) 条例第 12 条第 3 項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、申請日が当該取消しの日から 1 年を経過していること。

(4) 起算日から申請日までの間（以下この項において「対象期間」という。）において、条例第 12 条第 1 項の規定その他市税に関する法令等の規定により指定する納入期限までに適正に宿泊税を申告納入していること。

(5) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納入の通知を受けていないこと。

(6) 対象期間において納付し、又は納入すべき市税（宿泊税を除く。）の徴収金を滞納していないこと。

(7) 申告納入の期限を条例第 12 条第 2 項の規定によるものとした場合であっても、財産の状況その他の事情からみて宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第 12 条第 2 項の承認を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用承認申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用承認（不承認）通知書（様式第 3 号）により当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

4 市長は、条例第 12 条第 3 項の規定により承認を取り消したときは、その旨を宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用承認取消通知書（様式第 4 号）により当該取消しに係る特別徴収義務者に通知しなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の申請をしようとする者は、宿泊税徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書（様式第 5 号）に、その理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第 13 条第 3 項の規定による通知は、宿泊税徴収不能額等の還付又は納入義務の免除決定（却下）通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(関係帳簿等の電磁的記録による保存)

第6条 条例第16条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

- (1) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該関係帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条において同じ。）に当該特別徴収義務者が開発したプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この条において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはア及びイに掲げる書類を除くものとし、当該関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該特別徴収義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはウに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

ア 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条において同じ。）の概要を記載した書類

イ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ウ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

エ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

- (2) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
- (3) 市税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

- 2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件

をいう。

- (1) 条例第 16 条第 1 項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者 次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が市税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ウ(イ)に掲げる要件を除く。）

ア 当該関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(ア) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

イ 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連関係帳簿（当該関係帳簿に関連する関係帳簿をいう。以下このイにおいて同じ。）の記録事項（当該関連関係帳簿が、条例第 16 条第 1 項の規定により当該関連関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関連関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第 17 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関連関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ウ 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を検索することができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(ア) 宿泊年月日及び宿泊料金を検索の条件として設定することができること。

(イ) 宿泊年月日及び宿泊料金については、その範囲を指定し、及び組み合わせて条件を設定することができること。

- (2) 条例第 17 条第 1 項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者 次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号イ(7)の電磁的記録に、前号ア(7)及び(イ)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、関係帳簿の書類及び宿泊年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

オ 当該関係帳簿の保存期間（条例第15条第1項の規定により関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該関係帳簿に係る宿泊税の納入期限後3年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第2号及び前号ウに掲げる要件（当該特別徴収義務者が市税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ(イ)に掲げる要件を除く。）に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ウに規定する機能（当該特別徴収義務者が市税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ(7)に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

3 第1項の規定は、条例第16条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第1項中「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（宿泊年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。

4 条例第16条第3項の規則で定めるものは、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。

5 条例第16条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。

6 条例第16条第3項の規定により関係書類（同項に規定する関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が市税に関する法令の規定による当

該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第5号イに掲げる要件を除く。)に従って当該電磁的記録の保存をしなければならない。

(1) 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

ア 当該関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

イ 当該関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行うこと（当該関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

(2) 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が同号ア又はイに掲げる方法により当該関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、イに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

ア スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

(ア) 解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）Z6016附属書AのA.1.2に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上で読み取るものであること。

(イ) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものであること。

イ 当該関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）。

(ア) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該関係書類の保存期間（条例第15条第2項の規定により関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(イ) 任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ウ 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(ア) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

(3) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該関係書類に関連する関係帳簿の記録事項（当該関係帳簿が、条例第16条第1項の規定により当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第17条第1項若しくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

(4) 当該関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

ア 整然とした形式であること。

イ 当該関係書類と同程度に明瞭であること。

ウ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。

エ 日本産業規格Z8305に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

(5) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

ア 宿泊年月日及び宿泊料金を検索の条件として設定することができること。

イ 宿泊年月日及び宿泊料金については、その範囲を指定し、及び組み合わせて条件を設定することができること。

(6) 第1項第1号の規定は、条例第16条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の

保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。

7 特別徴収義務者が、災害その他やむを得ない事情により、条例第16条第3項前段に規定する規則で定めるところに従って同項前段の関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかったとした場合において、当該規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかったと認められるときは、この限りでない。

8 条例第16条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、当該関係書類のうち当該関係書類の保存に代える日（第2号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした関係書類（以下この項及び次項において「過去分書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を、市長に提出したとき（従前において当該過去分書類と同一の種類書類に係る適用届出書を市長に提出していない場合に限る。）は、第6項第1号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第2号イ中の「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと（当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）」とあるのは「こと」とする。

(1) 届出者の氏名若しくは名称及び住所若しくは居所又は宿泊施設の名称及び所在地並びに法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、氏名若しくは名称及び住所若しくは居所又は宿泊施設の名称及び所在地）

(2) 基準日

(3) その他参考となるべき事項

9 前項の規定により過去分書類に係る電磁的記録の保存をする特別徴収義務者が、災害その他やむを得ない事情により、条例第16条第3項前段に規定する規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなったことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかったとした場合において、当該規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなったと認められるときは、この限りでない。

10 条例第16条第3項の規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第15条第2項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

(関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第7条 条例第17条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、前条第1項各号に掲げる要件（当該特別徴収義務者が同条第2項に規定する特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第1項第3号に掲げる要件を除く。）及び次に掲げる要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

(1) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

ア 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

イ 次に掲げる事項が記載された書類

(ア) 特別徴収義務者（その者が法人である場合にあっては、当該法人の関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該関係帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名

(イ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名

(ロ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格B 7 1 8 6に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画

面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

- 2 前項の規定は、条例第17条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第1項各号」とあるのは「前条第1項第1号及び第3号」と、「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「特定要件（同項第2号ウからオまでに掲げるものに限る。）に従って」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。
- 3 条例第17条第3項の規則で定める場合は、条例第16条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者の当該関係帳簿又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者の当該関係書類の全部又は一部について、その保存期間（条例第15条第1項又は第2項の規定により関係帳簿又は関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、条例第17条第3項の規定により関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（賦課徴収）

第8条 この規則に定めるもののほか、宿泊税の賦課徴収については、旭川市税条例施行規則（昭和44年旭川市規則第11号）の定めるところによる。この場合において、同規則第3条第1項中「及び第701条の59第3項」とあるのは「、第701条の59第3項及び第733条の17第3項」と、「及び第701条の60第2項」とあるのは「、第701条の60第2項及び第733条の20第2項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条の規定による通知は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。
- 3 施行日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における第 4 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、同号中「起算日」とあるのは、「申請日の 3 月前の日の属する月の初日」とする。

(条例附則第 4 項の規則で定める日)

- 4 条例附則第 4 項の規則で定める日は、この規則の公布の日とする。